

2-5 研究活動と研究環境

A群・論文等研究成果の発表状況

法科大学院は専門職大学院であるから、既存の学部・大学院と同様な視点で「研究活動」について論じることはあまり適切でないだろう。とはいえ、法科大学院は研究と実務が融合する場として制度設計されている以上、これからの次の3点が留意される必要がある。

- ① 研究者教員による個人的研究活動の継続的発展の必要性
- ② 実務家教員による個人的研究活動の推進
- ③ 研究者教員及び実務家教員の協同作業による研究テーマ（教育方法論など）の設定と成果の発表

ただ、過去2年間は教育面での試行錯誤の連続であったから、総体としていわゆる「研究」が希薄になったのは否めない。しかし、法学部と共同の『青山法学論集』の論稿執筆者の多くがこの2年間は毎号のように法科大学院専任教員であったことは特筆に値する。

今後の課題としては、教員の研究環境をどう整えるか、そのための労働条件をどう整備するかがあ
る。

少人数教育を限られた教員数で遂行するのは難しいことである。いきおい、専任教員の労働時間等に大きなしわ寄せがきているからである。その軽減策としては、教員増や院生定数減が考えられるが、そのドラスティックな実現は至難である。とりあえず考えているのは、現行カリキュラム、クラス編成のありかた、担当者等の見直しによる軽減化である。

C群・国内外の学会での活動状況

現状の教育体制からすると研修機会ゼロの状態が続く可能性がある。これは研究者教員の研究力を枯渇させてしまう。その改善策としては、教員の大幅増、法学部との活発な人事交流等が考えられる。

A群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

設立時においては、法科大学院の研究を活性化させるための法務研究学会（青山学院大学法科大学院法務研究学会（仮称））の設置をつぎのように計画した。

事務担当はローライブラリアンとし、同学会は次をおもな事業とする。

- ① アメリカのロースクールにおける「ローレビュー」の刊行をモデルに、「ローレビュー」（名称未定）を発刊すること。編集委員に院生も参加を想定。
- ② フォーラムを開催すること。このフォーラムとしては、いわゆる講演会もありうるが、重視しているのは自由な昼食会的なミニ・ミーティングである。
- ③ その他本法科大学院の発展に資すること。

過去2年間の「動乱」のなかではその具体化は難しかった。しかし、2006年度中にはLAW REVIEWの発刊をはじめとして始動の予定である。

A群・個人研究費、研究旅費の額の適切性

本学規則に基づき教員個人の調査研究費（年間420,000円）がある。

文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」として、新潟大学・九州大学・青山学院大学の3つのロースクールの共同研究プログラム「裁判と法に関する国際的体験研修プログラム」を展開中である。

問題は、研究の有無以前に、専任教員のいささか過重感のある授業負担である。これは感覚的には学部時代の数倍である。そのための改善策としてはなによりも教員増が必要である。

A群・教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室は主として15号館にあり面積は17.6m²で、これは大学の平均である17.7m²とほぼ同じである。研究室にかかわる本法科大学院にとっての一番の問題は、研究室が教育の場である法科大学院棟と離れたところにある点である。これは法科大学院の教育特性に応じた教育環境の提供とはなっ

ていない。しかしその改善は難しい。

A群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本法科大学院の専任教員の担当する授業時間数は、平均値で13.2時間である（「大学基礎データ」表22）。1週間あたりの授業数に換算すると、約6.5コマを担当していることとなる。本学の責任コマ数は週5コマであるので、本法科大学院の教員は1.5コマを追加で負担していることとなる。かように、法科大学院専任教員の労働過重感は相当なものがある。そのことは本法科大学院固有の状況ではないが、本法科大学院に即した事情は次のとおりである。

- ① 基本科目担当者の科目担当数が多い。同一科目が多いだけでなく、異なる科目を多く担当している場合もある。総じて基本科目担当者については負担過重の印象がある。
- ② 他学部、他研究科の授業を担当している教員もいる。
- ③ 授業以外に「自主ゼミ」も開かれている。

このような状況の中での研究時間の確保は至難である。これを解決する方策として、①専任教員の増員、②責任コマ数を3とすることが考えられる。

A群・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

具体的な制度展開はなされていないが、FD委員会の唱導のもと、法科大学院関係の各種シンポにできるだけ参加するようにしている。

B群・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費の制度化はされていない。